

月出校区第三町内会規約

(名称及び組織)

第1条 本会は、月出校区第三町内会と称し、本町内に居住する世帯をもって組織する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の指定する場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦と相互の連携を深めるとともに、地域の環境整備を図り、自主的な運営をもととして会員の福祉増進並びに地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業及び活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業と活動を行う。

- (1) 社会教育、厚生文化及び広報活動等に関して公民館活動の促進
- (2) レクリエーション、親睦活動を通して地域住民の融和の促進
- (3) 環境整備及び美化活動を通して、住みよい地域の実現
- (4) 他の町内会、その他の団体と協力し、地域の福祉増進と発展の促進
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業及び活動

(組及び組長)

第5条 本会の運営を円滑に行うために地域毎に「組」を設ける

- (1) 各組毎に組長1名を置く
- (2) 組長の任期は1年とし、再任を妨げない

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

会長	1名	副会長	若干名	会計	1名
庶務	1名	運営委員	若干名	監事	2名

(役員を選出及び任期)

第7条 役員は総会において選出し、任期は2年とする。
ただし再任は妨げない。

(役員職務)

- 第8条 1.会長は本会を代表し会務をつかさどる。
2.副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3.会計及び庶務は、事務局を構成し会長の指示に従い経理ならびに庶務的業務を行う。
4.運営委員は町内に組織されている各部の代表者をあて、会長・副会長・会計・庶務及び地域代表者ととも運営委員を構成し、この規約に定める事項の審議運営にあたるほか担当業務の処理にあたる。
5.監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(部の設定)

第9条 生活安全確保・社会福祉・生活環境保全・親睦・文化活動の推進及び各種団の活動への協力等のため次の部を設置する。

体育部	社会体育の推進
女性部	婦人対策・生活改善活動
子供部	児童問題対策
老人部	高齢者社会対策
環境整備部	生活環境対策
社会福祉部	公民館活動・民生活動等福祉対策
交通部	交通安全対策
防犯部	生活安全対策
ボランティア部	災害時用防災倉庫の備品・要救護者支援

(相 談 役)

第10条 本会に相談役を置くことができる。

相談役は、総会の承認をうけ会長が委託する。

相談役は、本会の重要な項目について会長の求めに応じる助言を行うとともに総会に出席して意見を述べるができる。

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会及び運営委員会として会長が招集する。

1. 定期の総会は、毎年1回年度初めに開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき又は会員の過半数の要求があったときに開催する。
2. 運営委員会は、必要に応じて随時開催する。

(総 会)

第12条 総会は「第5条」に定められた組長及び直前組長をもって構成し、議長は出席者の互選により選出する。

1. 総会は、構成員2分の1以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数で賛否を決する。可否同数の場合、議長の決するところによる。
2. 総会は、規約の改廃・役員を選出・予算決算及び運営委員会で必要と認めた重要な事項を議決する。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長・副会長・会計・庶務及び運営委員で構成し議長は会長があたる。

1. 運営委員は、予算の執行・その他本会の運営に関して必要な事項を審議する。

(会 費)

第14条 本会の会費は、町内会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

町内会費の額は総会で定める。

(手 当)

第15条 役員及び組長には手当を支払うことができる。
手当の額は予算に計上したところによる。

(慶 弔)

第16条 会員死亡の場合は弔意金5千円とする。
補足：特別な場合は運営委員会で協議の上決定する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則 本規約は、昭和54年9月1日から施行する。
本規約は、昭和55年5月1日から施行する。
本規約は、昭和59年4月22日から施行する。
本規約は、昭和60年5月17日から施行する。
本規約は、平成7年11月13日から施行する。
本規約は、平成16年4月25日から施行する。
本規約は、平成24年4月22日から施行する。